



島根県報

平成24年 1月10日 (火)

第 2,356 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障がい福祉課)	2
保安林の指定の解除 (2件)	(森林整備課)	2

【特定調達公告】

江の川水道用水供給事業等運転監視業務委託に係る競争入札の参加資格等	(企業局施設課)	3
江の川水道用水供給事業等運転監視業務委託に係る一般競争競争の実施	(〃)	5
平成24年度における島根県立中央病院の医療廃棄物等処理業務の委託に係る入札の参加資格等	(病 院 局)	7

告 示**島根県告示第9号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

平成24年1月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人ことぶき福祉会	通所介護	笑庵ことぶき通所介護事業所	出雲市古志町344	平成24年1月1日

島根県告示第10号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成24年1月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
小田 直治	耳鼻咽喉科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成23年12月22日
梅原 毅	耳鼻咽喉科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成23年12月22日

島根県告示第11号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年1月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
浜田市長見町1029-20、1029-26
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第12号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年1月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
浜田市長見町1028-13、1028-16、1028-18、1028-19、1029-14から1029-16まで、1029-21から1029-25まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

特 定 調 達 公 告

平成23年度において、江の川水道用水供給事業等運転監視業務の委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年 1月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 特定調達契約により調達する役務の種類
江の川水道用水供給事業等運転監視業務
- 2 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新手続
 - (1) 入札参加資格審査の申請
入札に参加しようとする者は、(2)により入札参加資格審査を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。
 - ア 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）
 - ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）についての滞納（納期限が到来していないものを除く。）がある者
 - エ 消費税及び地方消費税について滞納（納期限が到来していないものを除く。）がある者
 - オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、島根県の発注する業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
 - (2) 審査の申請手続
 - (1)により入札参加資格審査を受けようとする者は、次の方法により申請を行わなければならない。
 - ア 受付方法
オに掲げる書類をエに持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便により送付するものとする。
 - イ 受付期間
公告日から平成24年2月3日までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除くものとする。
 - ウ 受付時間
午前9時00分から正午まで及び午後1時00分から午後5時00分までとする。
 - エ 受付場所

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎1階 島根県企業局総務課総務予算グループ

オ 提出書類等

(ア)から(シ)までの書類を添付した入札参加資格審査申請書を提出するものとする。

なお、申請書類の入手方法は、エの受付場所で直接入手するか、島根県企業局ホームページから必要書類をダウンロードすること。

(ア) 法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し

(イ) 個人にあつては、身分に関する誓約書

(ウ) 営業経歴調書

(エ) 有資格者職員調書

(オ) 委任状（契約の締結に係る権限を委任する場合に限る。）

(カ) 使用印鑑届書

(キ) 印鑑証明書

(ク) 業態調書

(ケ) 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの納税証明書

(コ) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの納税証明書

(サ) 法人にあつては、財務諸表及び財産目録

(シ) 個人にあつては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書

カ 申請において使用する言語及び通貨

申請に使用する言語は、日本語とする。

なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記又は添付すること。また、金額欄は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(3) 入札参加資格審査

入札参加資格審査は、別に定める経営規模等審査基準に基づいて次の事項を審査するものとする。

ア 審査基準日の属する事業年度の直前2事業年度の年間平均契約額

イ 審査基準日の直前決算における自己資本の額

ウ 審査基準日の直前決算における流動比率

エ 審査基準日の前日における事業に従事する職員の数

オ 審査基準日の前日までの営業年数

カ 審査基準日の前日における有資格者職員の数

キ 審査基準日前2年間に於ける官公庁に対する営業実績（水道施設における維持管理及び運転監視業務に限る。）

ク 国際標準化機構が定めた規格ISO14001及びISO9001認証の取得状況

(4) 参加資格の審査基準日

審査の申請日

(5) 入札参加資格の決定通知等

(3)の審査の結果、参加資格を有すると決定したときは、入札参加資格結果通知書（以下「通知書」という。）により通知するとともに、島根県企業局の江の川水道用水供給事業等運転監視業務委託に係る入札参加資格者名簿に登録する。また、参加資格を有しないと決定したときも、通知書により通知する。

(6) 入札参加資格の有効期限及び更新手続

入札参加資格の有効期限は、その決定を受けた日から平成27年3月31日までとする。

なお、有効期間満了後引き続き入札参加資格を得ようとする者は、平成27年度から平成29年度までの入札参加資格審査の公告に基づき申請すること。

(7) 変更届

入札参加資格者は、次のいずれかの事項に変更があったときは、直ちに資格審査申請書記載事項変更届により届け出なければならない。

ア 商号又は名称

イ 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名

ウ 主たる営業所の名称及び所在地並びにその代表者

エ 委任状の記載事項

(8) 入札参加資格の取消し

入札参加資格者が次のいずれかに該当することとなったときは参加資格を取り消し、その者に入札参加資格取消通知書により通知する。

ア (1)のただし書のいずれかに該当したとき。

イ 入札参加資格審査の申請において虚偽の申請をしたとき。

ウ 営業を休止又は廃止したとき。

(9) 問合せ先

島根県松江市殿町8番地 島根県企業局総務課総務予算グループ（電話 0852-22-5673）

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成24年 1月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 調達内容

(1) 委託業務名及び数量

江の川水道用水供給事業等運転監視業務委託 一式

(2) 委託場所

島根県企業局西部事務所（島根県江津市松川町上河戸703）

(3) 業務概要

江の川水道用水供給事業及び工業用水道事業の運転監視業務

(4) 委託期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年度から平成26年度までにおける島根県企業局の江の川水道用水供給事業等運転監視業務委託に係る入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(3) 公告の日から入札日までの間に、島根県の建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱による指名停止を受けていない者であること。

3 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、平成24年2月3日（金）午後5時までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

4 入札説明書の交付等

(1) 交付期間

入札公告の日から入札日の前日まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）

(2) 交付場所等

ア 島根県松江市殿町8番地 島根県南庁舎1階 島根県企業局総務課総務予算グループ

イ 島根県企業局のホームページに掲載する。

(3) 入札説明書に関する質問

入札説明書に関する質問のある者は、入札説明書に定める入札質疑書により提出するものとする。

ア 提出期限

平成24年2月9日（木）午後5時まで

イ 提出場所

(2)のアの場所

ウ 提出方法

郵送又はファクシミリにより提出するものとする。

エ 回答

提出期限締切後、全ての入札参加希望者に対し郵送又はファクシミリにより回答する。

5 入札方法等

本案件は、紙入札にて行うものとする。

(1) 入札及び開札日時

平成24年2月21日（火）午前10時

(2) 入札及び開札場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第2会議室

(3) 立会人に関する事項

代理人が入札書を提出する場合は、委任状を提出すること。

なお、入札者以外の立会は認めない。

(4) 落札者の決定方法

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を、落札者とする。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 郵便入札

郵便による入札は、認めない。

6 入札の辞退

入札参加資格結果通知書を受けた後、入札を辞退する場合は次のとおり手続を行うこと。

(1) 入札執行前 入札辞退届を持参又は郵送により提出すること。

(2) 入札執行中 入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出すること。

(3) 入札辞退届等を提出せずに辞退した場合、あるいは辞退の理由が不適切な場合は、不誠実な行為として指名停止の措置を行う場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た金額の100分の10以上を納付すること。
- (4) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要する。
- (6) 問合せ先
〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 島根県企業局総務課 総務予算グループ 電話0852-22-5673

8 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be supplied :
Go-no-kawa River Water Supply Project and Operational Supervision Work Tender
- (2) Date and time of tender :
10:00 a.m. 21 February 2012
- (3) Supervising Office (Contract) :
General Affairs Division
Bureau of Public Enterprise
Shimane Prefectural Government
8 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken 690-8501, JAPAN
TEL 0852-22-5673

平成24年度における島根県立中央病院の医療廃棄物等処理業務の委託に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について次のとおり定めたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年 1月10日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

1 特定調達公告により調達する役務の種類

島根県立中央病院から排出される産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）の収集・運搬及び処分業務一式

2 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新手続

(1) 入札参加資格審査の申請

入札に参加しようとする者は、(2)により入札参加資格審査を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年間を経過しない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

- ウ 営業に関し、許可等を必要とする場合において、これを受けていない者
- エ 消費税及び地方消費税を滞納している者
- オ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）についての滞納がある者
- カ 提出書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(2) 審査の申請手続

(1)により入札資格審査を受けようとする者は、次の方法により申請を行わなければならない。

ア 受付方法

オに掲げる書類をエに持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書郵便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便により送付するものとする。

なお、提出書類については、事情聴取を行うことから電話により来院日時を事前に連絡すること。

イ 受付期間

定期審査は、公告日から平成24年1月31日までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除くものとする。

随時審査は、平成24年4月1日以降に提出された書類を審査する。

ウ 受付時間

午前9時00分から正午まで及び午後1時00分から午後5時00分までとする。

エ 受付場所

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院 事務局 経営部 施設管理グループ

オ 提出書類

(ア)から(イ)までの書類を添付した入札参加資格審査申請書を提出するものとする。

なお、申請書類の入手方法はエの受付場所で直接入手すること。

(ア) 法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し

(イ) 個人にあつては、身分に関する誓約書

(ウ) 営業経歴書

(エ) 審査基準日の直前決算における島根県との取引実績高

(オ) 審査基準日の前1年における島根県税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書

(カ) 法人にあつては、審査基準日の直前2年間の営業年度の財務諸表及び財産目録

(キ) 個人にあつては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書

(ク) 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し

(ケ) 印鑑証明書

(コ) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第43条第5項の規定に基づく障がい者の雇用状況の報告義務がある場合にあつては、公共職業安定所へ提出した障がい者雇用状況報告書の写し

(サ) (ア)から(コ)までに掲げるもののほか、病院事業管理者が必要と認める書類

カ 申請において使用する言語及び通貨

申請に使用する言語は、日本語とする。

なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記又は添付すること。また、金額欄は出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(3) 入札参加者の資格審査及び認定

資格審査においては、次に掲げる事項ごとに審査し、別に定める格付基準によりA等級及びB等級の2段階に格付けするものとする。

ア 審査基準日の属する事業年度の直前2事業年度の年間平均契約額

イ 審査基準日の直前決算における島根県との取引実績高

ウ 審査基準日の直前決算における自己資本の額

エ 審査基準日の前日における事業に従事する職員の数

オ 審査基準日の前日までの営業年数

カ 審査基準日の属する事業年度の前年度における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

キ 法に基づく障がい者の雇用率又は雇用している障がい者の数

(4) 参加資格の審査基準日

審査の申請日

(5) 入札参加資格の決定通知等

(3)の審査の結果、参加資格を有すると決定したときは、入札参加資格結果通知書（以下「通知書」という。）により通知するとともに、島根県病院局入札参加資格者名簿に登録する。また、参加資格を有しないと決定したときも、通知書により通知する。

(6) 入札参加資格の有効期限及び更新手続

定期審査を受けた者は当該審査を受けた年の3月1日から1年間、随時審査を受けた者は当該審査により認定された日から直前の定期審査を受けた者の有効期限の末日までの期間、入札参加資格を有する。

(7) 入札参加資格審査申請書の記載事項の変更等

入札参加資格者は、次のいずれかの事項に変更があったときは、直ちに資格審査申請書記載事項変更届により届け出なければならない。

ア 商号又は名称

イ 主たる営業所の名称又は所在地

ウ 法人にあつてはその資本金又は代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名

エ 使用印鑑

オ 島根県との取引に係る営業所等の名称、所在地又は代表者の氏名

(8) 入札参加資格の取消し

入札参加者が次のいずれかに該当することとなったときは、参加資格を取り消し、その者に入札参加資格取消通知書により通知する。

ア (1)のただし書のいずれかに該当したとき。

イ 入札参加資格審査申請において虚偽の申請をしたとき。

ウ 営業を休止又は廃止したとき。

(9) 問合せ先

島根県立中央病院 事務局 経営部 施設管理グループ（電話0853-30-6435）